

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第64回会合議事録

1. 日時 平成22年3月31日(水) 10:00～11:54

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、石黒専門委員、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、  
筒井専門委員、永田専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員、山本専門委員  
(食品安全委員会委員)

小泉委員長、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、  
前田評価調整官、横田課長補佐

5. 配布資料

- 資料1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価(自ら評価)に関する各国の回答及び作業の進捗状況について
- 資料2 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにニュージーランドから提出された回答(仮訳)
- 資料3 告別情報整理シート(ニュージーランド)
- 資料4 ニュージーランド評価書(案)たたき台
- 資料5 我が国から輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにノルウェーから提出された回答(仮訳)
- 資料6 国別情報整理シート(ノルウェー)
- 資料7 ノルウェー評価書(案)たたき台
- 参考資料1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価書(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア)

ブラジル、ハンガリー)

## 6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 64 回「食品安全委員会プリオン専門調査会」を始めたいと思います。

本日 10 名の専門委員が御出席ということですが、水澤先生は道が混んでいて 5 ～ 10 分遅れるということなので、始めさせていただきたいと思います。

食品安全委員会からは、小泉委員長、見上委員、廣瀬委員、長尾委員、畑江委員に出席いただいております。

スケジュールに関してはお手元の資料「第 64 回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入る前に事務局から資料の確認をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 8 点ございます。

資料 1 が「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」。

資料 2 がニュージーランドからの回答書の仮訳。

資料 3 が「国別情報整理シート（ニュージーランド）」。

資料 4 が「ニュージーランドの評価書（案）たたき台」。

資料 5 がノルウェーからの回答書の仮訳。

資料 6 が「国別情報整理シート（ノルウェー）」。

資料 7 が「ノルウェー評価書（案）たたき台」。

参考資料 1 としまして、先日評価結果をとりまとめましたプリオン評価書第 1 弾の 8 か国分の評価書の最終版でございます。

以上の資料を用意させていただいております。なお、参考資料につきましては既に公表済みの評価書ということで、ホームページにも掲載していることから、本日は傍聴の方には配付しておりません。御了承いただければと思います。

資料の不足等はありませんでしょうか。また、これまで配付させていただいている資料は卓上のファイルにとじてありますので、適宜御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○吉川座長 配付資料は資料 1 ～ 7 と参考資料ということでいいですね。ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。最初に現在の評価の進捗状況等について事務局から説明をいただいた後、回答が遅れましたけれども、届いて整理していただいたニュージーランドとノルウェーの 2 か国について審議を行いたいと思います。

それでは、進捗状況について事務局から説明をお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料1を御覧ください。現在の各国からの回答及び作業の進捗状況について御報告をさせていただきます。

これまで回答をいただいた国ということで、表の上からですが、オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーバヌアツ、アルゼンチン、ホンジュラス、ニュージーランド、ノルウェーという13か国になります。

このうち上から8か国、オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリーにつきましては、本年2月25日に開催されました第321回食品安全委員会会合におきまして審議が行なわれまして、評価が終了しているということでございます。ニュージーランド及びノルウェーについては、回答書について翻訳及び情報整理が終了いたしましたので、今回、評価書（案）たたき台を含め、資料を準備いたしております。

進捗状況については以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。こうして見ると、時間がかかりましたけれども、今日の2か国の評価が済めば、資料の届いていない国を除くと、自ら評価が大体峠を越えたということになります。先走ってあれですが、そろそろ評価の回答の来なかった国について、どういう対応をとるかということも考えていかなければならないのではないかと思います。

何分国内の問題ではなくて海外とのやり取りで、今回の場合は自ら評価ということであり管理側からの支援というか、情報提供はなしに事務局が外務省を介するという形で獅子奮迅の働きをしていただいたことには感謝していますけれども、最初に議論したアウトプットというか、一応8か国について評価を終え、親委員会でも認められ、パブコメも済んで、各国に対してどういう対応をとっていくかということは済んでから考えようと言って、先延ばしに来たのですけれども、そこら辺の具体的な対応の進捗状況について説明していただけますか。

○酒井情報・緊急時対応課長 先行の8か国についてでございますが、委員会会合において確認が行われ、評価が終了しておりますので、それらの国々については在京の大使館には既にお礼を申し上げております。本国については外務省と調整中でございますので、調整が整いましたら、お礼状という形で感謝の意を表したいと思っております。

○吉川座長 わかりました。考えてみると初めてのことだったので、やりながら考えようと言ってやってきたのですけれども、最初に言ったような事情で特に管理側を介さないで食品安全委員会から直接質問を送って、またその回答をいただいて科学的評価をしてきたということなので、国内的には経過を含めて、すべて公表されていますけれども、データを送ってくれた各国に関して、自ら評価ですから、自ら分析した答えを直接返すという方法しかないと思いますし、こういう結果になったということを伝え、その科学的評価に異論があるのであれば、それについて議論をするという立場は貫いてもらいたいと思います。

ほかに進捗状況に関して、何かございますか。最初に言いましたけれども、質問が未回答の国については大変かと思えますけれども、引き続き回答をやらせるように要請をしていただきたいと思えます。

○酒井情報・緊急時対応課長 了解いたしました。

○吉川座長 それでは、今回最初になりますけれども、星印の付いている翻訳の終わったニュージーランドの審議、続いてノルウェーについて審議を進めていきたいと思えます。

事務局は説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、最初にニュージーランドの方の資料を説明させていただければと思えます。資料2、3、4を御用意いただければと思えます。資料2は大部になりますけれども、こちらの方がニュージーランドからの回答書の仮訳でございまして、その概要を整理したものがA3の資料3「国別情報整理シート（ニュージーランド）」という形になります。最初にA3の資料3に基づいて回答の概要を御説明させていただければと思えます。

資料3の1枚目がまず生体牛に関する情報でございまして、侵入リスクでございまして。一番上が生体牛でございまして、表の中を見ていただくと80年代後半、イギリスから4頭あったのと、アメリカ、カナダからも若干の輸入がありますが、頭数としてはそれほど多くないという状況でございまして。

肉骨粉でございまして。回答書によると輸入はオーストラリアからということで、リスク国からの肉骨粉の輸入はないということでございまして。

動物性油脂も乳製品等以外は、反すう動物用飼料として輸入はされていないということでございまして。

一番下の輸入規制の概要等でございまして、生体牛の方は1988年にイギリスからの輸入禁止をしていて、88年以降、牛の輸入はオーストラリア、カナダ、ニューカレドニア及びアメリカからしか許可していないという状況でございまして。

肉骨粉であるとか動物性油脂の方ですけれども、こちらは1962年以降、オーストラリアからのみ輸入が許可されているという状況でございまして。

2ページ。今度は国内安定性の方でございまして。一番上から飼料規制でございまして。1996年に反すう→反すうの給与を禁止。ただし、当初はボランティア、自発的という形でございまして、法的には2000年に反すう→反すうの飼料規制を行ったということでございまして。

その下の飼料供与方法は、一般的には牧草を給与しているということで、濃厚飼料はあまり使っていない。

牛と豚とか鶏との混合飼育は行っているということですが、具体的な数値の方はデータがないという状況でございまして。

飼料製造施設ですけれども、反すうと反すう以外の両方を製造している、いわゆる混合施設が10施設あるということでございまして。ただし、こういった施設は交差汚染防止対策

は行っているというような状況ではございます。

飼料給与に関する規制の遵守状況でございます。ニュージーランド食品安全庁の検証局が遵守状況の確認は行っているということで、具体的な件数までの情報はございませんが、非遵守という事例はないということが回答書の方には記載されている。

その下が飼料製造であるとか流通、飼料工場等に関する規制の遵守状況でございます。2000年以降でございますが、反すう動物由来たん白を使用する飼料製造施設は、反すう動物たん白管理プログラムを準備し、登録等を行わなければならないということで、この中で交差汚染を防止するような方向はきちんと明記されているということで、更に独立の監査人などを雇って毎年監査を実施し、結果を農林省に提出することが定められているということでございます。

実際に違反事例の内容及び対応のところでございますが、2006年にいわゆる混合施設では製造ラインの分離等が義務化されたということですが、その後そういったプログラムを準備せずに操業した施設が若干あったと。それから、交差汚染というわけではないですが、表示内容等に関する非遵守が数件あった。さらに、飼料に製パン工場の廃棄物を使用する施設があって、その中で具体的に言うとミートパイが含まれたということで、反すう動物由来タンパク質が検出された事例があったことがございますが、いずれも直ちに是正措置は取られているということでございます。

レンダリングの実施状況に移っていただきまして、上から2つ目、レンダリングの処理方法でございますが、そこにタイプA～Dまで書いてありまして、いろいろな条件でレンダリングが行われているということでございます。中を見ると、いずれもいわゆるOIEが推奨している基準であります133℃30分3気圧までは至っていないのかなという状況かと思えます。

その下の大きなカラム、SRMの利用実態に移っていただきまして、SRMの定義ですが、ニュージーランドは特段SRMの定義はないということで、理由としてはBSEがないということで、OIEでもネグリジブル（無視できるリスク国）というステータスだということで、国としては特段定めていないという状況でございます。

その他のところで牛以外の動物のTSE発生状況でございます。回答書ではニュージーランドでは、これまでTSEの症例は検出されていないということでございます。ただし、回答書を出した後だと思えますが、昨年、羊で、非定型のスクレイピーの報告が1件あったことがその後、こちらの情報収集で確認されていますが、ニュージーランドの食品安全庁の公式資料ですと、非定型スクレイピーということで、自然発生する変性疾患だというような見解が示されていることでございます。

3ページ。今度はサーベイランスの方でございます。一番上「母集団の構造」で大体頭数が約961万頭いるということでございます。

「サーベイランスの概要・成績」でございます。基本的にはOIEのサーベイランス基準に従ってサーベイランスを行っているということで、成績としては真ん中辺の「サーベイ

ラスの成績」でございますが、クリニカルサスペクトと通常と畜牛を中心に検査の方は行われているという状況でございます。

一番下の「BSE 認知プログラム・届出義務等」でございます。BSE の認知プログラムの方ですが、1990 年から開始しているということで、臨床獣医師であるとか農家であるとか、各段階で普及活動は行われているところでございます。

届出義務でございますけれども、BSE は 1989 年に届出が義務づけられているということで、検査等についても TSE 検査奨励金等が支払われているという状況でございます。

4 ページは食肉の方でございます。と畜対象のトレーサビリティでございます。1999 年から個体識別が義務づけられているということでございます。

と畜処理の各プロセスでございますが、と畜前検査の方はすべての生体動物が検査官によって、と畜前検査が行われ、何らかの異常があれば隔離等が行われるということでございます。

スタンニング、ピッシングのところでございます。圧縮空気であるとかガス注入式のスタンニング、ピッシング等は行われていないということでございます。

SRM の除去でございます。(3) 背割り鋸は通常の手順としては、と畜等に触れるナイフ等の器具は各と畜ごとに洗浄とか滅菌消毒が行われる。

(4) 背割り後のせき髄の除去でございますが、こちらの方はニュージーランド国内としては SRM 除去はないということですので、輸出先国から要求があれば除去しているということで、日本に輸出される食肉に関しては、せき髄の方はと畜場で除去しているということでございます。

(5) せき髄除去後の枝肉の洗浄でございます。こちらの方は回答によると OIE によるステータス評価で BSE が「無視できるリスク国」ということなので、こういった手順は必ずしも要求はされていないということでございまして、行っているかどうか詳細はよくわからないということでございますが、こちらの方は多分オーストラリアの回答でも必ずしも全部枝肉洗浄が行っているわけではないという回答だったので、もしかしたら地理的にも比較的近いということで、似たような状況なのかもしれません。

(6) 枝肉へのせき髄片の付着がないことの確認等でございます。こちらは検査官であるとか獣医官が無作為に検査を行っているということでございます。

5 ページ。SRM の除去でございます。先ほどから、ご説明させて頂いていますが、OIE で無視できる国ということで、SRM の手順は要求されていないということでございますが、相手国から要求があれば除去はしているということで、日本に輸出される牛肉は全月齢で頭部は除去をしている。

先ほどありましたけれども、せき髄の方も各国基準等に従って、と畜場で除去をしているという状況でございます。

SSOP、HACCP に基づく管理でございます。こちらの方はすべてのと畜場で管理プログラムは義務づけられているということで、SSOP や HACCP が含まれるということでござい

ます。ただし、CCP で特段 BSE 管理に関連するものは定められている状況ではないということでございます。

食肉等のリスクでございます。機械的回収肉は一般的な機械で生産の方は行われているということでございます。ただし、日本の輸出の実績はないということでございます。

日本向け輸出の付加的要件でございます。日本に輸出する食肉業者は、ニュージーランド当局のリストに記載されて、日本の政府の方にも通知がされているということでございますが、BSE 関連に関しての特別な処理要件はないということでございます。

回答の概要は以上でございます。それを踏まえまして、資料 4 に評価書（案）たたき台を準備しておりますので、簡単に内容を御説明させていただきます。

資料 4 の 1 ページからがニュージーランドの生体牛。最初に侵入リスクということで、先ほど御説明したような数字を記載整理しております。

2 ページに表 1、表 2 が生体牛と肉骨粉の輸入の具体的なデータになっております。まず上の生体牛の方は先ほど説明したとおり、イギリス、アメリカ、カナダから若干輸入がありますが、大した頭数でないということで、暴露要因となった可能性のある生体牛の欄の合計欄を見ていただきますと、荷重係数を用いて計算するといずれの期間も無視できるというような状況でございます。その下の貿易統計を用いた場合の方も大体同様の結果ということで、すべての期間が無視できるという状況でございます。

表 2 が肉骨粉でございます。回答書の方では特段輸入がないということで、全部ゼロということで計算結果の方も全期間無視できる。貿易統計の方では若干アメリカ、カナダ等から数字が出ていますが、いずれにしてもそれほど多い量ではないということで、貿易統計を用いて計算した場合も、すべての期間が無視できるという結果になったということでございます。

3 ページの表 3 が侵入リスク、ニュージーランドのまとめでございます。生体牛、肉骨粉とも評価対象期間は全期間無視できるということで、合計した全体としても「無視できる」という結果となりました。

3 ページの 20 行目以下が国内安定性でございます。最初に飼料規制でございます。先ほど情報整理シートで説明したとおり、まず飼料規制を 1996 年にボランティアな反すう→反すうの給与禁止が行われて、その後 2000 年に法的に禁止された。

飼料給与方法のところは、牧草給与が一般的だということで、濃厚飼料は非常に少ない。肉骨粉は 1995 年までは牛に給与されていたというような事例もあったようです。ただし、給与された肉骨粉はすべてニュージーランド由来の国内の原材料を用いたものだったということでございます。

30 行目からが混合飼料の話が書いております。32 行目から 3～4 ページ目にかけて、飼料給与であるとか飼料製造・流通規制の遵守確認等の実施状況について記載をしているということでございます。

4 ページ。飼料製造施設の話が 2 行目から記載しておりまして、先ほど情報整理シート

の方で説明しましたとおり、遵守状況で違反事例もあったということですが、いずれもきちんと是正措置を取っていることを整理しております。

15 行目からが SRM の利用実態でございます。ニュージーランド国内では SRM 定義ないということで、利用実態であるとか処理方法について、回答書ではあまり詳細な情報が述べられていないという状況でございますが、19 行目から EFSA の GBR の報告書の記載を参考として引用しております、こちらの方の記載によりますと SRM とか死亡牛は通常レンダリング処理をされて、非反すう動物用の飼料として利用されたり、輸出されたりしているということが記載されております。

4 ページの 23 行目からがレンダリング条件でございます。先ほど御説明したとおり施設によってまちまちですが、いずれにしても OIE が推奨している基準 133℃20 分 3 気圧を満たしているところはないという状況でございます。

29 行目から交差汚染防止対策ですが、混合施設が 10 施設あるということでございます。33 行目の一番最後からですけれども、2006 年以降はそういった混合施設では異なるラインを使用することが義務づけられているということで、いわゆるライン分離が行われているということでございます。

5 ページのその他でございます。TSE の発生状況ですが、回答書では TSE フリーということでございますが、先ほど御説明したとおり非定型のスクレイパーが 1 例報告されています。

表 4 で今、御説明したような概要をまとめておりまして、その結果に基づいて 5 ページの一番下の表 5 で国内安定性の評価のまとめでございますが、1986～2000 年は特段規制はなかったということで、暴露・増幅する可能性が高いということでしたが、その後、反すう→反すうの給与禁止であるとか混合施設でのライン分離等、次第に対策が取られているということで、直近では暴露・増幅する可能性が低いというような評価になったということでございます。

6 ページがサーベイランスでございます。表 6 がサーベイランスポイントの試算でございます。OIE で利用されているポイント制に基づいて試算をしたところ、10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準を満たしていたということございまして、OIE でも「無視できるリスク国」というステータス認定を受けている状況でございます。

7 ページが食肉及び内臓でございます。SRM 除去の実施方法等でございます。ニュージーランド国内では SRM 指定はないということでございますが、日本に輸出される食肉に関しては全月齢の頭部であるとか、せき髄に関しては回答書の方でも日本向け除去をしているということで整理しております。

そのほか、せき柱であるとか回腸遠位部の方は、最終的には日本の輸入業者に対して通知で SRM 輸入自粛指導が行われておりますので、日本ではそういった措置で輸入されないようになっているということで、オーストラリアも似たような回答だと思っておりますけれども、そういう内容になっております。

11 行目からが実施方法でございます。と畜工程では器具等とは体ごとに洗浄や滅菌消毒が行われていて、枝肉へのせき髄片の付着がないことの確認は検査官であるとか獣医官が無作為に行っている。

16 行目以下、SSOP、HACCP でございますが、すべてのと畜場で義務づけられているということでございます。

27 行目から、と畜処理の各プロセスでございます。と畜前検査及びと畜場における BSE 検査でございます。すべての動物を対象に検査官によってと畜前検査が行われているということございまして、32 行目から BSE 検査の方でございますが、通常と畜牛の BSE 検査はサーベイランス目的で一部実施しているということでございます。

スタンニング、ピッシングでございますが、圧縮空気であるとかガス注入式のスタンニングは行われていないということで、更にまたピッシングも行われていないということでございます。

8 ページの一番上のその他でございます。機械的回収肉はニュージーランド国内では生産されているけれども、日本への輸出実績はない。トレーサビリティは 1999 年以降、個体識別が義務づけられているということございまして、今、ご説明したようなところをまとめているのが 9 ページの表 7 でございますが、評価手法に基づいて判定の方を行っていきますと、SRM 除去の実施状況は各国の規定ということで、せき柱と回腸遠位部は輸入時のリスク管理措置という形になるかと思えますけれども、そういったものに基づいて除去しているということで、実施方法等は◎となっております。

と畜場での検査、スタンニング、ピッシングのところは○という形になりまして、それらを組み合わせて一番下、リスク低減措置の評価でございますけれども、リスク低減効果は非常に大きい～大きいという評価結果になるということでございます。

以上が食肉でございますが、10～11 ページがまとめでございます。

10 ページは生体牛でございます。3 行目から侵入リスクでございますけれども、1986～2007 年のすべての期間、無視できるとなった。国内安定性でございますけれども、当初は「暴露・増幅する可能性が高い」でございましたが、その後、次第に対策が取られてきて、直近では「暴露・増幅する可能性は低い」と考えられたということで、侵入リスクと国内安定性の評価結果を組み合わせますと国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられるということで、右側の 11 ページの参考図の上の A の図を見ていただきますと、一番左側を上から徐々に下の方に下がってきているというようなパターンになっております。

10 ページのまとめの 9 行目に戻っていただきまして、今度はサーベイランスでございます。比較的しっかりとやられているということで、ポイント制に基づいて試算した結果、10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準を満たしていると推定された。

食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と推定されたということで、まとめが 15 行目からでございますが、ニュージーランドでは国内で BSE が暴露

・増幅した可能性は無視できると考えられ、更に食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と推定されたため、ニュージーランドから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるということです。

11 ページの参考図の下の B がまとめの図でございますが、左下の方に固まっているような図になっているということで、これまでに評価結果を出しているところで行きますと、オーストラリアなどと大体近いパターンになっているのかなというところでございます。

長くなってしまいましたけれども、説明は以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関して、御質問あるいは御意見がございますか。基本的にはオーストラリアとかなり似た状況で、侵入リスクそのものはほとんどないということと、それを受けてサーベイランス、トレーサビリティはそれなりにしっかりされているけれども、ネグリジブルというか、無視できるリスク国ということで、国内的には SRM の定義はないけれども、輸出国に対しては要求に応じて輸出品の中から外すという対応を取っているということ。

と畜場そのものに関しては BSE というよりは国際的な衛生管理状況という格好で、HACCP、SSOP その他を導入して行っているという形で、全体の評価としては先ほど言われたように国内の侵入暴露に関してはネグリジブルなところで、安定性の方が上から徐々にきつく対応がなっている。それが食肉との組み合わせでは下の方のリスク管理措置の有効性が「大きい～非常に大きい」という組み合わせで、一番下のカラムを横に走るという、ほとんどオーストラリアと似た状況になっています。どなたか御意見はございますか。

○小野寺専門委員 全体の文章としては別に問題ないと思います。1つだけ、5ページの4行目です。ニュージーランド食品安全庁の公表資料によると、Nor98 は主流の科学的見解ということで、これは自然発生する変性疾患であるとされているということですが、これは向こうが言っていることですから、そうかということですが、これが実際にヨーロッパの方で主流になっているかどうか。もしそうだったら資料が必要です。向こうが言っているなら構わないですけれども。

○吉川座長 今のはニュージーランドからヨーロッパに行ってみつけた羊のケースに関して、ニュージーランドは非定型スクレイピーで、今の主流の考えでは高齢の動物に発する自然発生の変性疾患であるという見解を取っているけれども、ヨーロッパの公式見解では、これは必ずしも自然発生ではないかもしれないということを考えている研究者もいるということですか。

○小野寺専門委員 そうです。

○吉川座長 では、どうしますか。あるいはここを括弧で「非定型スクレイピーは何かであるとされている」で引用したということを確認しておくのが1つ。意見は分かれるかもしれないけれども、そうでない考えもいるということを書き足すか。しかし、そうすると、ちゃんと文献を調べて高齢で出てくる非定型のものが自然発生でないかもしれない

という意見が非主流なのか主流なのか。

○小野寺専門委員 それは恐らく非定型 Nor98 は文献を片っ端から当たれば、こういう意見もあるということだけだと思います。

○吉川座長 ここのところは引用を明確にして、ニュージーランドとしての見解はそうなっているということだけでいいですか。それとも文献を調べますか。

○小野寺専門委員 いいです。

○吉川座長 では、ここのところはそういう形で、ニュージーランドの見解としてはそういう見解になっているということで、多分ヨーロッパの方もサーベイランスも基礎研究も続けているので、いずれこの手の非定型の羊のケースがスボラディックなのか、あるいはそれ以外の因子も考えなければいけないのかという議論が煮詰まってはくるとは思いますけれども、今の段階ではニュージーランドの公式発表を引用するという形で記載をしておきたいと思います。

ほかにございますか。

○堀内専門委員 今の解釈ですけれども、私も小野寺先生と同じようなことを質問しようと思っていたのですが、引用するという形にしても言い過ぎではないかという印象がありまして、公式見解としてこうやってしまうのは問題があるという印象があります。確かに伝達性に関しては、それほど強いのではないかという話はちらほら出てきているのですけれども、例えばヨーロッパの発生状況を見ても圧倒的になぜかノルウェーが多いですね。現時点の疫学的な視点から行くと、決してこれはこういうことはまだ言えない状況にあると認識しています。

ですから、ニュージーランドはこう言っているということはわかるのですが、そうやってしまうこと自体に疑問を感じるということをつけ加えさせていただきます。

○吉川座長 その他のところで、ニュージーランドの公式見解はニュージーランドの公式見解ですから、引用するとすればそのまま、これに手を加えるわけにはいかない。そうだとすれば「変性疾患であるとされている。」で終わって、その次に「そう考えない研修者もいる」あるいは「しかし、この見解に科学者の合意が取られているわけではない」というような付帯事項を1行足しておくということだけでいいですか。

○堀内専門委員 結構です。

○吉川座長 では、そういう形で文章を検討していただきます。ほかの部分で評価書について、質問あるいは御意見はございますか。

○水澤専門委員 正確に覚えていないのですが、前の方のいろいろな国々もスクレイピーのことは記載されているのでしょうか。

○吉川座長 日本を含めて、あまりスクレイピーを取り上げる機会はなく、アメリカ、カナダのときに鹿の CWD を議論したことはあるのですが、ニュージーランドの場合は TSE がないと表明をしていたところに、これが出てしまったものだから議論になったということで、従来これまでにやってきた国で羊のスクレイピーについて、特に分析対象

とか評価対象にしたケースはありません。

○水澤専門委員 わかりました。

○吉川座長 資料3のサーベイランス成績の2000～2007年まで多分OIEの方に報告したデータかと思えますけれども、臨床的に疑われる牛が2005年まで徐々に増えるような格好でサーベイランス対象になっていて、2006年、2007年が死亡牛、不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明という書き方になっていますが、これはカテゴリーを変えたとか、何か書いてあるんですか。ただ、こういうふうに向こうから出てきたデータがこうなっているということですか。

○横田課長補佐 資料2の回答書の仮訳の21ページがサーベイランス成績の表です。これは向こうから回答があった表をそのまま日本語に訳しただけですが、2005年はカラムごとに分かれていたのですが、2006年、2007年は歩行困難牛、死亡牛、臨床的に疑われる牛の3つのカラムを結合したような形で回答がありまして、このいずれかというような形で回答書の方が返ってきたので、これ以上の細かい情報はないのですが、その中では一番ポイントが低い死亡牛のところに当てはめて、ポイントの試算は行ったということでございます。

○吉川座長 そうすると、こちらのポイント制としては、2006年、2007年はクリニカルサスペクトではなくて、死亡牛に換算したポイントでポイント計算をしたということですか。

○横田課長補佐 そうです。資料4の6ページの表6を見ていただくと、2006年、2007年は全頭死亡牛のカラムで数字を入れております。本来は一部クリニカルサスペクトも当然入っているかとは思いますが、正確な内訳がわからないということなので、一番低いポイントの死亡牛のところで仮に計算をしたということでございます。

○吉川座長 わかりました。ほかにデータについて質問、御意見がございますか。

特に問題がないということなので、先ほどの非定型の羊のところに文章を足すということで、一応ニュージーランドの評価はこの形で終えるということではよろしいですか。そのように事務局の方で、追加した文章についてはメールで各委員の方に流していただけますか。

○横田課長補佐 わかりました。修正部分は確認させていただければと思いますが、もし何か文献などリファレンスとして引用できるものをお持ちでしたら、情報提供をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉川座長 では、堀内先生、小野寺先生、もしそれに該当するようなレビューなり論文がありましたら、事務局の方に併せて連絡をしてくれますか。お願いします。

それでは、次にノルウェーの方に入りたいと思います。ノルウェーは遅れてきたので、評価書については今回が初めての審議になります。また、回答が遅れていたため追加質問も踏まえて回答をいただいているということで、両方併せた格好の資料整理になっています。事務局から説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。資料5、6、7を御用意

いただければと思います。

資料 5 がノルウェーから提出のあった回答の仮訳でございます。その概要を整理したのが資料 6 の A3 の紙になりますので、最初に資料 6 の国別情報整理シートに基づいて回答の概要を御紹介させていただければと思います。

1 ページで、まず生体牛に関する情報として侵入リスクについて整理してございます。

一番上の生体牛でございませうが、地理的にヨーロッパということで、ドイツであるとかデンマークから若干輸入があったということでございませう。しかしながら、頭数としてはそれほど多くないような状況でございませう。生体牛の輸入の表の下に記載がありますが、2001 年以降、輸入牛全頭、輸入牛の第一子孫のうち、と畜時に 30 か月齢超えの牛はと畜時に BSE 検査を行うことが義務づけられているということでございませう。

真ん中が肉骨粉の輸入でございませう。こちらやはりヨーロッパということで、ドイツ、オランダ、デンマーク辺りから肉骨粉の輸入がそこに記載されているような数字で一部あったというようございませう。ただし、その表の下でございませうけれども、オランダ、ドイツ、スウェーデンからの輸入肉骨粉はペットフード生産であるとか水産養殖研究用に使われる家畜であるとか、非牛由来のものであったというようございませう。

動物性油脂はデータが得られていないということではございませうが、表の下の欄外でございませうが、主要な飼料製造業者は 1996 年以降、レンダリング油脂は反すう動物用飼料から排除して、1999 年にはすべての飼料製造施設でレンダリング油脂は使っていないというようございませう。

輸入規則の概要は一番下でございませう。1999 年にポルトガル、2000 年にイギリスから生体牛であるとか牛由来製品の輸入を禁止しているというようございませう。

2 ページが今度は国内安定性でございませう。飼料給与規制でございませうが、1990 年に反すう→反すうの給与禁止。99 年には乳動物由来タンパク質の反すう動物への給与禁止。2001 年には乳→ほ乳の給与禁止を段階的にしてきているというようございませう。

飼料給与方法ですが、ノルウェーでは伝統的に牛に肉骨粉を与える習慣はなかったというようございませう。

牛と豚、鶏等の混合飼料でございませうが、大体 20% 程度が行われている。その下の飼料給与に関する規制の遵守状況でございませうけれども、毎年そこに書かれているような検査を行っているというようございませう。

飼料製造・流通に関する規制の遵守状況でございませう。ノルウェー農業検査サービスが年に一度、濃厚飼料製造業者の監査や検査を行っているというようございませうして、飼料サンプリングの検索結果がその下にございませうけれども、大体年間数百件を行っておりますが、2001 年に陽性が若干出ていますが、2002 年以降はずっとゼロという状況でございませう。

レンダリングの実施状況でございませう。レンダリング処理方法は 1994 年 7 月から EU 規則の 133℃ 3 気圧 20 分に準拠して行われているというようございませう、比較的早い段階からレンダ

リングは厳しい条件で行われているということになるかと思えます。

SRM の利用実態でございます。SRM の定義は基本的には EU 規則に準拠しているということで、その下に書かれているような部位が SRM になっている。

利用実態ですけれども、2001 年の EU 規則で SRM は食品であるとか飼料への利用が禁止されるということで、肉骨粉は焼却処理されて、油脂はレンダリング施設内の燃料として使用されているというようなことでございます。

その他でございます。ノルウェーでは 1981 年にスクレイピーが発見されて、その後、羊でのスクレイピーの数が少し増えているということで、そこに記載されている頭数を確認されているという状況でございます。

3 ページ。今度はサーベイランスでございます。一番上の母集団の構造でございますが、92 万頭くらいということでございます。その下のサーベイランスの概要成績でございますが、実施対象としては OIE のサーベイランスに近いような死亡牛であるとか、クリニカルサスペクトに加えまして、先ほど侵入リスクの方でも説明しましたが、輸入牛は 2001 年から全頭検査している。

30 か月超えの通常と畜牛も無作為に年間大体 1 万頭前後検査の方を行っているということでございまして、サーベイランスの成績は真ん中でございますけれども、かなりの頭数を行っているといことでございますが、今まで陽性牛は出ていないということでございます。

3 ページの一番下の BSE 認知プログラム・届出義務でございます。認知プログラムの方は獣医師であるとか農家、食肉処理場の従業員など各段階を対象に教育プログラムの方が存在しております。

届出義務の方でございますが、1991 年から BSE は届出義務がある疾病に指定されているということでございます。

一番下でございますけれども、殺処分であるとか強制的淘汰措置に関しては補償も行われているということでございます。

4 ページは、食肉の方でございます。こちらの方は空欄がかなり多いですが、資料 5 の回答書の仮訳の 37 ページ以降が食肉ですが、空欄で回答をいただけていないということで、情報整理シートも空いているという状況にはなっております。

一応わかる範囲で埋めたということで、A3 の情報整理シートの 4 ページの食肉に戻っていただければと思います。トレーサビリティでございますが、EFSA の GBR のワーキンググループの報告書の記載をここに書いております。1994 年から 1995 年以降、輸入牛については耳標等が義務づけられている。1999 年以降、すべての牛について耳標が付けられているという状況でございます。

と畜処理の各プロセスはあまり情報が得られていないということです。真ん中辺のスタンニングとピッシングのところでございますが、ノルウェーが OIE に提出した資料等を参考にしますと、スタンニングに関してはガス注入式等は禁止されている。ピッシングも禁

止されている状況でございます。

食肉のリスクのところ、機械的回収肉でございます。こちら2001年以降、機械的回収肉の製造に反すう動物の骨を用いることは禁止されているという状況でございます。食肉の方は情報が手薄になっておりますが、今の段階でまとめられる範囲で評価書（案）たたき台をまとめております。資料7でございますので、内容を簡単に紹介させていただきます。

ほかの国と同様に資料7の1ページはノルウェーの生体牛をまとめておりますが、1ページの4行目の（1）の後ろが空白になってしまっていますが、そこは「生体牛」という言葉が抜けていますので、追記していただければと思います。

最初に生体牛ということで、侵入リスクについてまとめております。先ほど情報整理シートで説明したようなことが書いておりますが、具体的な数字は3ページの表1、表2が生体牛と肉骨粉の輸入のデータでございます。

まず表1は生体牛ですが、ヨーロッパの方、具体的にはデンマークとドイツから輸入があったということでございますが、その下の暴露要因となった可能性のある生体牛のところの評価に当たっては、2ページの輸入牛であるとか肉骨粉が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価ということで、2ページの10行目以下でございます。

先ほどご説明しましたとおり2001年以降は輸入牛全頭、輸入牛の第一子孫のうち、と畜時30か月超えの牛はBSE検査を行っているということで、2001年以降の輸入牛に関してはBSE検査が行われているということなので、リスク対象外としたということで計算をしております。

表1は2001年以降の輸入は除外して計算をした結果でございますけれども、表1の暴露要因となった可能性のある生体牛の一番下の評価ですが、2000年以降は無視できるという状況になったということでございます。回答書の方のデータは1999年以前のデータが得られていないということで、それ以前はどうだったかということで、そちらの方は貿易統計も参考にしながらということになると思いますが、貿易統計の方で計算しても生体牛に関してはすべての期間無視できるという結果になったということでございます。

表2が肉骨粉でございます。こちらヨーロッパからの回答書によると幾つか輸入があったということでございまして、こちら先ほどの生体牛と同様に暴露要因となった可能性のある肉骨粉の計算でございますが、2ページの17行目の説明を見ていただければと思いますが、輸入肉骨粉に関してはオランダ、ドイツ、スウェーデンからの輸入に関しては、先ほど説明したとおりペットフードであるとか水産養殖用に使われる家きん用飼料、あるいは非牛由来飼料であったということで確認ができています。エストニアから若干輸入があったのですが、こちらは記録を確認した結果、実際にノルウェーから輸出したものが戻ってきたものであったということで、これらについてはリスク対象から除外できるのではないかとということで、除外をしたということでございます。最終的にはデンマークからの輸入肉骨粉が残るということで、加重係数を用いて計算したということでございます。

その結果でございますけれども、3ページの表2の暴露要因となった可能性のある肉骨粉でございます。回答書に基づきますと1998年以前のデータがないということで、1999年以降のみでございますけれども、すべての期間無視できるという結果になったということでございます。

ただ、1990年代のデータがないということで、こちらの方は貿易統計を用いて計算をしますと、特に1990年代前半、1991～1995年はかなりの輸入があったということで、肉骨粉を貿易統計を用いて計算すると、1986～1990年は「無視できる」ですけれども、1991～1995年は「中程度」という結果になって、それ以降は無視できるという結果になったということでございます。

侵入リスクのまとめが4ページでございます。3行目からでございますが、輸入生体牛に関してはデータが得られなかった期間を含む1986～2000年までの期間は貿易統計に基づいて、2001年以降は回答書に基づいて評価を行うと、すべての期間で侵入リスクが無視できるという結果になったということでございます。2001～2007年の期間も仮に貿易統計に基づいて計算した場合も無視できるというような結果になったということでございます。

10行目から肉骨粉でございますが、こちらデータが得られなかった期間を含む1986～2000年までは貿易統計、2001年以降は回答書に基づいて評価を行うと、1986～1990年は「無視できる」となりますが、1991～1995年は「中程度」、1996年以降は「無視できる」という結果になるということでございます。

生体牛と肉骨粉を組み合わせた結果で、表3でございますけれども、1986～1990年は「無視できる」、1991～1995年は「中程度」、1996～2000年は生体牛と肉骨粉個々には「無視できる」ですけれども、足し算をしますと一段階レベルが上がって「非常に低い」。2001年以降は合計した全体も「無視できる」という形で侵入リスクはまとめているということでございます。

4ページの26行目からが国内安定性でございます。飼料規制が27～28行目からでございます。先ほどご説明したとおり1990年に反すう→反すう、1999年にほ乳→反すう、2001年にほ乳→ほ乳の飼料規制で、徐々に強化しているということでございます。

32～33行目は牛と豚、鶏の混合飼養でございます。33行目の漢字が「混合使用」になっておりますので、「混合飼養」に直していただければと思います。大体20%くらいが同じ敷地内で牛と豚、鶏を併せて飼っているということでございます。

34行目以降が農場、5ページの3行目からが飼料工場・流通の遵守状況でございます。これを各段階で査察とか検査の方は行われているということで、2001年のサンプリングの結果、若干陽性が出ていますけれども、それ以降は特段肉骨粉等の混入は確認されていないという状況でございます。

16行目からがSRMの利用実態でございます。EU規則に準拠しているということございまして、基本的には特定のレンダリング施設にSRMは送られて、肉骨粉は焼却処理、

油脂はレンダリング施設内で燃料として使用されているという状況でございます。

28 行目からレンダリング条件でございます。1994 年から EU 規則に準拠して 133℃ 20 分 3 気圧でやっているということでございます。

34～35 行目ですけれども、レンダリング施設を対象に毎年監査の方も行われていて、違反は 0 件でございます。

6 ページは、交差汚染防止対策でございます。3～4 行目でございますが、混合施設は 49 施設くらいあるということですのでけれども、混合施設の数は年々減少してきているということでございます。

6 ページの 11 行目から、その他でございます。スクレイパーの報告があるということも書いております。

国内安定性のまとめのところでございます。7 ページの表 4 がまとめたもので、表 5 が評価方法に従って評価していった結果ですけれども、1986～1990 年は特に規制なしということで、暴露・増幅する可能性が高いということでしたが、その後、飼料規制でありますとかレンダリングの条件、SRM の利用禁止等が次第に強化されてきたということで、2002 年以降は無視できるということで一番いい状態まで来ているということでございます。

サーベイランスでございますが、8 ページの表 6 「サーベイランスポイントの試算」でまとめております。表 6 で間違いがあるので修正をしていただければと思います。2006 年の臨床的に疑われる牛が 191 頭と書いてありますが、これは数字を精査したところ間違っています、実際は 0 頭ですので 0 に直していただいて、その下の合計は 248 頭を 57 頭に修正をお願いします。その下のサーベイランスポイントの 186,000 も正しくは 42,750 になります。右下の合計で 300,015 も計算が間違っています、156,765 ということで数字の方は後で直させていただければと思います。

いずれにしても上の目標ポイント数 7 年間で 6 万ポイント以上必要ということで、目標ポイント数はクリアーしているということなので、有病率は 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準は満たしているということでございます。

9 ページは食肉及び内臓でございます。先ほど御説明したとおり、こちらの方は情報がかなり手薄でございます。

3 行目から SRM 除去の実施方法でございます。GBR の報告書によると SRM はと畜場もしくは食肉処理場で除去されているということで、除去手順の確認は獣医官によって行われていて、SRM と書かれた個別の容器に採取されて、特定のレンダリング施設に送られて焼却処理されるということでございます。日本向けの個別具体的な SRM 除去部位であるとか方法に関しては情報が得られていないということでございます。

SSOP、HACCP も回答書は空欄で情報がないという状況でございます。

と畜処理の各プロセスでございますが、と畜前検査は通常どおり行っていて、廃棄処分をされてハイリスク部位として取り扱われる。スタンニング、ピッシングのところはガス

注入式のスタンニングであるとかピッシングは禁止されている。

29 行目から機械的回収肉でございますが、こちらは 2000 年から機械的回収肉に反すう動物の骨を利用することは禁止されている。トレーサビリティは輸入牛は 95 年、ノルウェー産牛についても 1999 年以降は行われているということでございます。

10 ページが食肉のまとめでございます。表 7 でまとめておりますが、いずれにしても SRM の除去の辺があまり詳細な情報が得られていないということで、この実施方法が？と書いてありますが、詳細がわからないということで、と畜場での検査、スタンニング、ピッシングは○という結果になりますので、その上の本文中 6～10 行目に網掛けで書いてありますが、ノルウェーの回答書で SRM の除去に関する情報が記載されていないということで、十分な評価を行うことは困難であるけれども、最悪と最善の量端のシナリオで検討するという考え方で、幅記載で仮に表すとすれば、リスク低減効果は「中程度～非常に大きい」という形で仮記載をさせていただいているということでございます。

11～12 ページがまとめでございます。3 行目から生体牛で侵入リスクですが、1986～1990 年は「無視できる」。1991～1995 年は「中程度」。1996～2000 年が「非常に低い」。2001 年以降は「無視できる」という形でございます。

その次の国内安定性の方は 1986～1990 年は「暴露・増幅する可能性が高い」ということでございましたが、その後、徐々に改善してきておまして、2002～2007 年は「暴露・増幅する可能性が無視できると考えられた」ということで、11 行目が生体牛でございますけれども、侵入リスクと国内安定性の評価結果から、過去に国内で BSE が暴露・増幅した可能性は否定はできないが、その後、国内システムが改善したため、現在では国内で BSE が暴露・増幅する可能性は低いと考えられるということです。

12 ページの上の参考図 A を見ていただければと思います。1986～1990 年は侵入リスクが無視できるということだったので左上になりますけれども、その後、中程度まで 1 回上がったということでございまして、ただし、その後は侵入リスクもなくなっておりまして、国内安定性も徐々に改善していつているということで、左下の方に次第に戻ってきているパターンということで、今までの国で行くとメキシコとかと比較的近いパターンになります。ただし、メキシコよりも年代的にはかなり早めに戻ってきているという形になるかと思えます。

11 ページのまとめに戻っていただきまして、14 行目からがサーベイランスでございます。OIE のポイント制に基づいて試算をすると、有病率は 10 万頭に 1 頭未満の基準は満たしていると推定されたということでございます。

18～19 行目ですけれども、食肉処理工程の方はデータがかなり乏しいですけれども、最悪と最善の両シナリオで検討して、幅記載で表すと「中程度～非常に大きい」とブロードになってしまっていますが、そういうふうに推定されたということでございます。

まとめのところはそういう状況で、今までにあまりないパターンなので、このところは結論を出すどうかも含めて、表現ぶりは今後、要検討という形で書いておまして、12

ページの参考図も下の B は食肉処理工程の方がかなり幅が大きいということで、今のところはまだブランクという形で記載はしていないということでございます。

資料の説明は以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。今、説明がありましたように、回答書から侵入リスクに関しては前半部が記載されていないので、そちらは基本的には貿易統計を基に加重の計算をした。

記載されている方に関して、除外理由の明らかなものについては除去する。それは検査とかを実際に行って、排除しているという格好なので、輸入牛あるいはトレースの済んでいるものについては排除するという考えで侵入リスクを見ると、1990年代の前半が中程度で、その後、改善されているという格好になっているかと思えます。

問題はトレーサビリティ、サーベイランス、SRM 処理の辺りはデータとして分析に耐える格好での情報提供をしてもらっていますけれども、一つの組み合わせの食肉の方に関しては非常に情報が少ないということで、強引にワーストシナリオと振幅を取ると、有効性については「中程度～非常に低い」というかなりの今までにない幅を持つてしまうので、最終的な安全性の評価についてはどうしようかということであったと思えます。

ただいまの説明について、まず質問はございますか。やはりヨーロッパの中にあるということで、対応を取る前のリスクがあったということに関してはやむを得ない部分があるかと思えますけれども、同時にヨーロッパと同じ格好での国内対応措置を取ってきているという傾向かとは思えます。肝心のもう一つのリスク評価の因子としての食肉のところにデータが入っていないということで、少し頭を悩ませているわけです。

○小野寺専門委員 食肉に関する情報がほとんどないということですが、ノルウェーから日本に食肉はどのくらい輸出されているのでしょうか。

○吉川座長 これはこの表にありましたか。このリスク評価を始めたときに各国から輸入量を見て、過去実績のあるところを 14 개국として対象にしたのですけれども。

○横田課長補佐 本日お配りしている参考資料 1 の評価書の 8～9 ページに、国別の牛肉であるとか内臓の輸入量を書いております。ノルウェーに関しては 8 ページの表 1 が牛肉でございます。下から 2 番目でございますが、数字としてはかなり小さい方なのかなとは思えます。

9 ページの表 2 で牛肉臓もございましてけれども、こちら下から 3 倍目にノルウェーがありますが、数字を見ますと、それほど多くはないのかなという状況ではございます。

○吉川座長 牛肉に関しては 2005 年に 60 トンという 1 回限りであまり継続性がないようではございますけれども、内臓の方もそれほど量は多くないけれども、30 トンから 60 トン弱を買っているということだと思います。ほかにございますか。

○山本専門委員 食肉のところのデータがないと思うので、OIE に提出した資料によると書いてありますけれども、これは公表されていなかったか。

○酒井情報・緊急時対応課長 この資料につきましては、ノルウェーの方に接触しまして、

これに基づいて評価をしてほしいという形で提出されたもので、それから拾ったという形になっております。

○吉川座長 いいですか。

○山本専門委員 公表されていれば、こういう書き方ができるかと思いましたが、肉のところについては再度聞かないとまずいかなど。恐らくこれは BSE の評価をしてもらうために作成した資料のみで回答してきているので、我々の評価はそこから一段上に行かなければいけないので、その部分が足りませんね。再度質問をし直すことになるのではないかと考えております。

○酒井情報・緊急時対応課長 今までの接触の状況についてお話を申し上げます。最初は書類でのお願いということでしたが、ノルウェーに関しては現地にも出向きまして、状況の交換をいたしました。その際に先ほど申しました資料を提出いただいて、これに基づいてやってくれということでございます。

先ほどからお話がありますように、日本に対する輸出量があまり多くないものですから、それについて回答するインセンティブは働かない。また、人員も少ないものですから作業ができないというように具体的に回答をいただいております。

この情報提供の窓口になっていただいています。在ノルウェーの日本大使館の方にも重ねてお願いはしているのですが、これ以上接触しても回答はいただけないだろうというコメントをその方からいただいているといった状況でございます。努力はいたしますが、回答が来る可能性は低い状況ではないかと考えております。

○吉川座長 対応をどうするかについては、後でまとめて議論をしたいと思っておりますけれども、状況としてはそういうことで、事務局としては努力をするけれども、場合によっては、これ以上の情報が入らないかもしれない。情報が入るならその段階で再度評価を進めるという格好になりますけれども、入らないとすれば、現時点でどうするかを調査会として、2つのシナリオを考えておなればいけないかと思っております。

○筒井専門委員 今まとめて最後に議論をするという話だったかと思っておりますけれども、10ページの「最悪と最善の両シナリオで検討する」というところですけれども、私自身は性悪説を取らざるを得ないのだろうということで、最悪のシナリオを考えて評価をするべきではないかと感じております。

勿論、諸所の事情があってデータがないということですので、データが取れない可能性もあるとは思っておりますけれども、やはりリスクを評価するというのであれば、最悪のことを考えておくのが筋だろうと思っております。

○吉川座長 ありがとうございます。これまでも不明の部分に関して、どちらかと言えば基本ルールとしてワーストシナリオを利用するというスタンスは取ってきたので、そういう考え方も必要かと思っております。

ほかに御質問あるいは御意見はございますか。自ら評価で、かつ諸外国とのやり取りになるとすんなり行かない部分が多くて、こういう問題に悩むだろうということですのでけれど

も、初期の方のデータでない部分に関しては貿易統計を使うというのは今までもそのようにしてきたので、それでいいと思いますけれども、2000年以降の輸入で検査の結果の明らかなものについてはノルウェーの記載を採用して一部という格好になりますけれども、リスクの対象から除外することに関してはどうでしょうか。

かつてオーストラリアとか幾つかの国で同じような資料をもらって議論をして、これに関しては除こうという格好で対象外としたケースもあったかと思います。今回のノルウェーはかなり詳しく記載をされていますが、これはいいですか。

では、基本的に事務局で言われたように、デンマークの輸入肉骨粉は残しますけれども、それ以外の理由についてははっきりしているものについては、直近のデータはノルウェーの記載を採用するという形で対象外。

もう一つの問題は先ほどから議論になっている食肉内臓、特に内臓の方を含めて回答がないという形で、もしルールどおりの最悪のシナリオを適用すると、食肉処理におけるリスク低減措置の評価は「中程度」ということで行って、国内安定性を含めた侵入暴露リスクが1990年の前半に中程度まで上がって、それからゆっくり下がってくるという組み合わせを想定すると、あまり今までになかったパターンに入ると思います。

食肉低減が中程度、真ん中のカラムでかつ生体牛リスクがぐるりと横に移動するという形になるので、多分パターンとしてつくった中も直近までリスクのある国、途中で終わった国、食肉過程が非常に有効性が大きいとかその下くらいまでの組み合わせしかカラムをつくらなかったもので、侵入リスクがある時間にあって、かつ最悪シナリオだと中程度だとどうするかという議論を実はしてこなかった。

1つとしては、定性的になるにせよ、科学的なデータに基づいて評価をする姿勢で来たので、データ不足で評価できないという、それは回答の中と同じになってしまいますが、あるいは再度難しいかもしれない。こちらの分析事情を通じてここまで来ているので、多少時間がかかるかもしれないし、あるいは大変かもしれないけれども、食肉処理工程について、ほかの国がここまで答えてきているので、ノルウェーも現状を追加報告してくださいという形で、とりあえず評価をペンディングにする。

かつてホンジュラスでしたか。最後の部分で評価を終える直前で国内事情でデータが返せないというので、最後の評価でペンディングにした国が1か国あったかと思います。どうですか。場合によったら1人ずつでも率直な意見を伺いたいです。あるいは別に強制のしようがないから、順番でなくてもいいです。そういう意味では、今まで評価してきたパターンに入ってこない。あまりこういうケースがなかったものですから、データがない。  
○筒井専門委員 いずれにしても私の意見は、最善と見なして評価することは不適當であろうと思います。現実問題、データがないということですので、これはどちらかという悪い方を取らざるを得ないだろうと思っています。

ただ、そのときに相手国に対して、当然情報がなければこういう評価になるよことは伝えてやるということ。ないとこういう評価になってしまいますよということは示してやる

必要があるだろうと思います。

○吉川座長 そうすると具体的には、なければこういう評価になりますということをもう一回確認して、回答をもらえるかどうかという形で、現時点での最終評価は止めておくということですか。あえて中程度で評価をすることは避けた方がいいということですか。

○筒井専門委員 私はそう思います。

○吉川座長 ほかに御意見はございますか。今の考えとしては、従来データの無い、あるいは回答のないものに対してはワーストシナリオを使うというルールをここで決めてあるということを実際に相手国に伝える必要があるだろうと。その上でもしなければ、ワーストシナリオで評価をせざるを得ない。そうするとワーストシナリオのパターンが今までなかったもので、新たにどう評価するかということ議論しなければならないと思いますし、ノルウェーからそういう事情であればと言って、回答が返ってくれば従来どおりの形で評価ができるということです。

○門平専門委員 資料7の9ページから「(2)食肉及び内臓」があるわけですがけれども、今までの国とは違うというのは、ある意味では輸出するからSRMを取り除くとか、そういうような区別をせずにノルウェー国内で処理される食肉はすべてSRM。これはEUで定義されたSRMだとは思いますが、すべて除去されるということで、どこの国に輸出するから、この規則は適用しないとか、そういうふうに私自身は理解しています。

ですから、ある意味では同じ質問表を送り返すというよりは、そういうふうに理解してよろしいみたいな、答えやすいような形での質問もあるのかなと考えました。

勿論、と場に関してのデータは、ノルウェー政府どちらの省になるのかわかりませんが、年報みたいなものも間違いなくあると思いますので、情報が全くないというよりは、向こう側でも担当者の方の受け取り方、考え方がもしかしたら違うために情報が提供できないのではないかと考えます。けれども、やはり情報を確認しなくてははいけませんので、問い合わせは必要なのだろうと思います。

○吉川座長 わかりました。問い合わせが必要であるという結論は同じで、その問い合わせの仕方を従来の型どおりではなくて、こちらのルールも説明し、求めていることももう少し明確にした形で回答を依頼するのがいいのではないかと案で、基本的には現時点で強引に答えることはしないでおこうというのでは同じ考えかと思えます。ほかに御意見はございますか。

○筒井専門調査会 この食肉処理工程の関係ですがけれども、かなりEUの規則に遵守して、ノルウェーも縛られていると思いますが、その点からの類推とか、ほかのデータで補完することはある程度できそうな気がします。そういうところは難しいでしょうか。

○横田課長補佐 既に評価を行ったハンガリーはEU加盟国だったのでEU規則に従っていると思いますけれども、ノルウェーの場合、ヨーロッパですがEU加盟国ではありません。ただ、地理的にヨーロッパということで、恐らくEU規則とほぼ同レベルといえますか、同じような形でやっているとは思われるのですが、そのところがいずれにしても何

らかの形で確認をしないと、仮定で評価書を書いていくのは難しいところもあるのかなどは考えております。

○吉川座長 基本的には相手国からもらったデータを精査する格好で評価をしていこうという格好でやってきたので、あまりこちらで推測をして、この辺りに落ちるだろうというのは、今後の評価に対しても決していい影響を与えとも思えないし、この専門調査会のリスク評価の方針としても不明確になるので、ここはやはり先ほど言われたようにリスク評価の仕方も含めてもう一回説明をして、できる限り相手国から回答をもらう形の方がいいかという気もします。

ほかに御意見はございますか。

○堀内専門委員 事務局からのお話だと、インセンティブが働かないので、これ以上は回答する意思がないという話があったかと思いますが、データがないこととデータが提出されないというのは意味が違うと思います。こういう情報がありませんという回答があれば、そのワーストシナリオで評価することはいいと思いますが、問いに対して答えてくれないということに関しては、その時点で評価を無理して進める必要はないのではないかと思います。

最初の方にも議論があったかと思いますが、評価書にすべての国を同時にせいで載せるということは考えていないという話で進んでいたかと思いますが、そういう意味では、もし事務局の方でまだ御努力いただけるのであれば粘り強く、筒井専門委員がおっしゃったようなところを説明してデータを収集するという努力はあるかもしれませんが、現時点では評価できるデータがいただけていない以上、評価書に同時に載せる必要はないのではないかと思います。

○吉川座長 ありがとうございます。ほかに御意見はいいですか。大方の意見としては今のよう形なので、とりあえずこのノルウェーに関しての最終的な評価はしない。こちらの評価の仕方、あるいは必要としている部分をもう一度、大使館を通して説明をした上で、多分この規模であればと畜場の数もそんなに多いとも思えませんし、所轄している官庁が違うのかどうかはわかりませんが、現状についても一努力をしてもらって、データを介していただいたところで科学的評価を進めるという形にしたいと思いますが、それでいいですか。

○小野寺専門委員 過去の実績ですけれども、ノルウェーはEU委員会の方で、例えばSSCで評価されたことがあるのか、OIEには提出していたのか。そういうことを一旦見た上で、両方とも関係ないというのは、それからだと思います。

○吉川座長 OIEには提出していて、その中のデータの一部をもらったのがこの記載に入っているということです。

○小野寺専門委員 SSCの方は同じことですか。

○吉川座長 SSCは評価をしたと書いてありました。

○小野寺専門委員 BSEが出るか出ないかというGBRとしての評価。

○吉川座長　そうです。と畜場その他に関して尋ねてはいないと思います。

○水澤専門委員　今ので全く賛成ですけれども、公式に問い合わせ、公式に答えを得ることをしなければいけないと思いますが、その過程で個人的なチャンネルを使ってお願いすることがもしできれば、そうした方がいいのではないかと思います。私は食肉の方は全く知り合いがいなくて、御専門の方は知り合いがいると思いますので、そういう方を活用したらいいのではないかと思います。

○吉川座長　個人でもらったデータというわけにはいかないけれども、別のチャンネルを含めて、こういう事情なので答えてくれた方がいいよという働きかけは、いろいろなチャンネルでした方がどちらの国にとってもいいかと思います。

○水澤専門委員　恐らくデータのかなりのものは公表されていて、ノルウェー語はできないですけれども、インターネットで見たりすれば、わかるのだと思います。そういうことも含めて、とても重要なのだということを説明して、正式の回答をいただくようお願いをすれば、かなりできるのではないかと思います。

○山本専門委員　評価を求めるのはいいのですけれども、今ノルウェーから入ってきているのが主に内臓の関係ですね。それは人の食用に回っていると考えていいのですか。それとも全く別の用途、工業用とか、そういうものに使われているのか。

○吉川座長　わかりますか。

○横田課長補佐　これは貿易統計ですので、恐らく食品だとは思いますが。

○山本専門委員　食品のカテゴリーの中の内臓ということで考えてよろしいのですね。そうであれば、ちゃんとしたものを聞かないとまずいです。

もう一つ考えていたのは、日本が今度は **BSE** の方でのリスク評価を受けるときに、そういうものが入っているときには人の食用に確実になっていることが逆に大事になってきましたので、要するに輸入された肉骨粉なり、牛の一部のものが動物関係に回るとなると、非常に日本としては **BSE** 全体のリスクに影響を与える。

今、我々が考えているのは人へのリスクですから、肉がどう使われているか、内臓がどう使われているかというのは、人の食用になっているかどうかで大分変わってくるもので、そこを評価する上では、やはりデータがどうしても必要になってくると思います。そういう2つのチャンネルがありますので、よろしくお願いします。

○吉川座長　わかりました。ノルウェーそのものというよりは、確かに食品に由来する危害のリスク評価ですから、将来、日本が無視できるリスク国としてのデータを送るときには、今、言ったようにどういう処理のされ方をされたかというトレースがステータス評価に影響を及ぼしてくるということはありますけれども、今回の事例としては食用に回っているかどうかということも、もしわかればトレースしてもらえるとありがたいと思います。

ほかに御意見はございますか。

○小泉委員長　今回の場合は例えばリスク低減効果「中程度～非常に大きい」となると、データをちゃんと検討した結果出たのか。あるいはデータ不足でこの結果が出たのかが全

くわからないと思います。ですから、この議論を聞いていない人は、データを見た結果、こういう結果が出たということで納得してしまうかと思います。

私は堀内専門委員の言われるのが正しいのではないかと思います。したがって、今回の場合はむしろ、データ不足のため評価不能であるというのが正しいのではないかと。再度情報提供をお願いしてだめであれば、データ不足で評価不能であるけれども、現在ある情報で最悪と最善のシナリオを推測するとすれば、この結果になるという書き方しかできないのではないかと思います。

○吉川座長 現時点で最終報告はしないということは皆さんが合意です。こちらの事情と経過を話した上で、もう一回評価に耐えるデータをもらう努力をする。したがって、現時点では評価不能ということになると思います。ペンディングになると思います。それでも返ってこなかったときのルールについては、幅を持たせて評価をするか。

あるいはルールどおり、そういう場合にはワーストシナリオを使うので職人の安全性に関しては「中程度」、侵入リスクに対しては「中程度」からぐるりと回って返ってきたという組み合わせの中で、最終製品をどう評価するかという評価方式をその時点で議論するという格好になると思います。それはノルウェーの方から答えが返ってくれば心配しなくてもいいので、とりあえずとしてはそういう方針で臨むということでもいいでしょうか。

それでは、ノルウェーに関してはペンディングというか、もう一回こちらの方の説明をして、質問についても型どおりではなくて、こちらの知りたい部分について説明をした上で両方もらう。

それぞれのチャンネルがあれば、データをもらうということではなくて、答えをもらうことにポジティブに行くような格好で働きをかけるということにしたいと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 今いろいろとアイデアをいただきましたので、そういった手法も使いながら、引き続きノルウェーにアプローチをしていきたいと思います。ありがとうございます。

○吉川座長 それでは、今日の審議事項に関しては以上2点ですので、終わりにしたいと思います。

事務局からほかに何かございますか。

○横田課長補佐 特にございません。

○吉川座長 終わりの時間になりますけれども、現在の専門委員による調査会は任期で本日が最後になります。最初に言いましたけれども、最後の課題で自ら行うという形で、管理側の諮問ではないので、管理側からの情報提供を含めた支援がない中で、外務省を通じて事務局がかなりの努力をしてデータを集め、その翻訳を含めて整理をしていただいたことに非常に感謝しております。本当にありがとうございました。

また委員の方も各国評価という自分たちでやると言い出した新しい評価について、評価法から始めて、私としては国際的に決して恥じない評価方法を確立できたと思っていますし、その評価内容についてもノルウェーに至るまで科学的な評価、中立科学的な評価とい

う形でできたと思います。委員の皆さんには本当に御苦勞様でした。

それでは、本日の議題は以上です。長時間にわたる御審議をお疲れ様でした。どうもありがとうございました。